

総

務



総務

1 市 庁 舎

<p>(1) 本庁舎</p> <p>所在地 一宮町一丁目5番1号 ☎65-1234</p> <p>沿革 昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用） 昭和19年5月庁舎開庁 昭和25年11月火災により焼失 昭和27年4月庁舎開庁 昭和27年10月議事堂開設 昭和41年度から庁舎建設基金設置、 具体的検討に着手 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置 昭和53年7月庁舎建設着工 昭和55年1月31日庁舎完成 昭和55年3月3日開庁</p>	<p>敷地面積 1万8,320.57㎡</p> <p>構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>建築面積 3,607.48㎡</p> <p>延床面積 1万5,235.94㎡</p> <p>建物の高さ 36.4m</p> <p>駐車場 収容台数 200台</p> <p>建設事業費 30億1,000万円（建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円）</p>
--	--

(2) 支所庁舎

区分	上部支所	川東支所	別子山支所
所在地	喜光地町一丁目5番9号 ☎43-6101	松神子一丁目8番20号 ☎46-1180	別子山甲482番地の3 ☎64-2011
敷地面積	1,633.05㎡	1,550.40㎡	1,808.75㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	(992.28㎡の内) 305.50㎡使用	(624.23㎡の内) 101.37㎡使用	581.96㎡
建築年月日	昭和55年3月29日（新築）	昭和54年3月25日（新築） 昭和61年2月12日（増築）	昭和35年（別子小学校弟地分校新築） 昭和57年、昭和63年、平成3年（増築）
建設事業費	建設費 1億4,333万円 一部用地取得費 3,404万円	建設費 6,076万円 —	建設費 1億4,965万円 —

2 市 有 財 産

(1) 土地建物

(24. 3. 31 現在・単位：㎡)

区 分		土地 (地積)	建 物 延 床 面 積			
			木 造	非 木 造	計	
行政財産	本 庁 舎	24,350	186	20,867	21,053	
	その他の 行政機関	(消 防) 施 設	11,671	27	8,379	8,406
		そ の 他 の 施 設	688,255	212	55,728	55,940
	公 共 用 財 産	学 校	495,338	4,404	171,798	176,202
		公 営 住 宅	231,059	5,956	118,746	124,702
		公 園	503,353	150	1,514	1,664
		そ の 他 の 施 設	1,126,117	9,776	113,193	122,969
小 計		3,080,143	20,711	490,225	510,936	
普通財産	山 林	48,022,294	240	30	270	
	普 通 財 産 ・ そ の 他 一 般	380,396	4,326	15,087	19,413	
	工 業 団 地 臨 海 工 業 用 地	10,317	0	0	0	
	小 計	48,413,007	4,566	15,117	19,683	
合 計		51,493,150	25,277	505,342	530,619	

(2) 物 権

(24. 3. 31 現在・単位:㎡)

区 分	地 積
地 上 権	69,875
借 地 権	189,996
無 償 借 地 権	105,561
合 計	365,432

(3) 有価証券

(24. 3. 31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
株 券	132,292

(4) 出資による権利

(24. 3. 31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
愛 媛 県 海 外 移 住 組 合	3
愛 媛 県 漁 業 信 用 基 金 協 会	3,150
愛 媛 県 農 業 信 用 基 金 協 会	510
(有) 悠 楽 技	28,150
(有) 別 子 木 材 セ ン タ ー	34,880
新 居 浜 市 土 地 開 発 公 社	10,000
(社) 社 会 福 祉 事 業 協 会	1,000
地 方 公 営 企 業 等 金 融 機 構	8,206
愛 媛 県 信 用 保 証 協 会	17,903
財 愛 媛 の 森 林 基 金	14,067
財 え ひ め 海 づ く り 基 金	13,472
財 新 居 浜 市 文 化 体 育 振 興 事 業 団	50,000
財 愛 媛 テ ク ノ ポ リ ス 財 団	17,913
愛 媛 県 国 際 交 流 協 会	3,789
テ ク ノ ポ リ ス 開 発 機 構	3,135
財 東 予 産 業 創 造 セ ン タ ー	375,905
愛 媛 県 暴 力 追 放 推 進 セ ン タ ー	11,582
財 愛 媛 県 廃 棄 物 処 理 セ ン タ ー	539
愛 媛 県 農 林 漁 業 後 継 者 育 成 基 金	16,426
愛 媛 県 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 支 援 本 部	1,818
財 愛 媛 県 ス ポ ー ツ 振 興 事 業 団	11,624
財 愛 媛 県 文 化 振 興 財 団	3,518
合 計	627,590

(5) 基金 (24. 3. 31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
特 別 奨 学 基 金	31,764
奨 学 資 金 貸 付 基 金	99,523
青 野 記 念 奨 学 基 金	77,431
入 学 準 備 金 貸 付 基 金	2,228
財 政 調 整 基 金	4,872,421
土 地 開 発 基 金	2,076,954
体 育 施 設 建 設 基 金	691,886
平 尾 墓 園 管 理 基 金	104,268
文 化 振 興 基 金	1,831,397
寺 尾 音 楽 教 育 振 興 基 金	10,000
減 債 基 金	863,523
図 書 館 図 書 整 備 基 金	35,751
地 域 福 祉 基 金	547,671
生 活 文 化 ま ち づ くり 基 金	24,329
国 際 交 流 基 金	45,632
工 藤 交 通 災 害 遺 児 修 学 基 金	10,371
ふ る さ と ・ 水 と 土 保 全 対 策 基 金	10,339
国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金	444,108
介 護 給 付 費 準 備 基 金	217,326
浮 川 健 康 づ くり 基 金	50,631
公 共 施 設 整 備 基 金	622,035
別 子 山 振 興 基 金	431,605
災 害 対 策 基 金	180,850
こ ど も 夢 未 来 基 金	7,554
合 併 振 興 基 金	1,854,901
あ か が ね 基 金	118,138
介 護 従 事 者 処 遇 改 善 特 例 基 金	5,262
環 境 保 全 基 金	34,103
合 計	15,302,001

(債権額含む)

財政調整基金	平成24年5月31日	79,965千円	取崩し
平尾墓園管理基金	平成24年5月31日	4,190千円	取崩し
減債基金	平成24年5月31日	50,993千円	取崩し
地域福祉基金	平成24年5月31日	7,032千円	取崩し
国際交流基金	平成24年5月31日	3,123千円	取崩し
介護給付費準備基金	平成24年5月31日	93,405千円	取崩し
公共施設整備基金	平成24年5月31日	58,289千円	取崩し
別子山振興基金	平成24年5月31日	1,259千円	取崩し
災害対策基金	平成24年5月31日	42,955千円	取崩し
あかがね基金	平成24年5月31日	11,458千円	取崩し
環境保全基金	平成24年5月31日	2,259千円	取崩し

3 債 権 管 理

地方分権改革により国と地方との役割の抜本的な見直しが進められ、さらなる権限の移譲により自治体が主体的にまちづくりを推進することが可能となってきた。この権限を効果的に施策へ反映するためにはそれに見合う財源が必要であり、これまで以上に経費の節減及び市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について一層の適正管理に向けた方針・手法について検討・実施している。

(1) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための基本的な考え方を示しており、この計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収対策に努めることにより、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平、公正な市政運営の推進を図ることを目的としている。

(2) 強制徴収債権の滞納整理

税外債権で、市税の徴収と同様の手続きによる債権回収が可能なもので特に徴収困難な案件について、徴収担当課から債権管理対策室に徴収事務を引き継ぎ、滞納処分(差押)を含めて滞納額圧縮に向けた滞納整理事務を進めている。

平成23年度までは国保料・保育料、平成24年度は新たに介護保険料・後期高齢者医療保険料を引き受け、滞納整理を行う。

平成25年度以降についても、順次移管引受債権の拡大を図っていく予定である。

移管引受債権の徴収実績

(引受期間 23.1.4 ~ 24.3.31)

(24.3.31 現在)

区分	項目	引受件数	引受金額 (本料のみ)	徴収金額 (督促手数料・延滞金含む)	徴収率	差押件数
	保育所保育料	48 件	38,490,410 円	22,013,600 円	49.74 %	29 件
	国民健康保険料	12	8,306,350	3,068,383	31.42	6
	計	60	46,796,760	25,081,983	46.49	35

4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区 分		年 度	21	22	23
工 事 請 負 契 約	市 内 業 者	件 数	555	576	428
		金 額	6,063,831 (351,225)	6,190,499	3,593,920
	市 外 業 者	件 数	45 (1)	48	45
		金 額	1,302,502 (351,225)	1,451,303	811,723
	小 計	件 数	600 (1)	624	473
		金 額	7,366,333 (702,450)	7,641,802	4,405,643
物 品 購 入 契 約	件 数	2,782	2,989	2,997	
	金 額	332,840	220,332	265,955	

注：1. () 内件数は共同企業体

2. () 内金額は出資比率による。

3. 出資比率の多い方に件数を入れる。

4. 水道局契約分を含む。

5 市 税

(1) 税目・税率等

(24.4.1 現在)

税目	区 分 ・ 税 率 等			納税義務者																										
個人 市民税	均等割	定額 3,000円		56,876人 (23年度)																										
	所得割	6.0%																												
法人 市 民 税	均 等 割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	20社																										
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	9社																										
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	194社																										
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	25社																										
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	148社																										
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	45社																										
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	511社																										
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	21社																										
		上記以外の法人等	年額 5万円	2,415社																										
		合 計			3,388社																									
法人 税割		$\frac{14.7}{100}$																												
軽 自 動 車 税	原動機付自転車			(課税台数)																										
	ア 第1種原付50cc以下	年額	1,000円	11,936台																										
	イ 第2種原付(乙)50cc超90cc以下	年額	1,200円	1,912台																										
	ウ 第2種原付(甲)90cc超125cc以下	年額	1,600円	1,358台																										
	エ ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25KW超0.6KW以下)	年額	2,500円	84台																										
	軽自動車及び小型特殊自動車																													
	ア 2輪のもの	年額	2,400円	1,122台																										
	イ 3輪のもの	年額	3,100円	2台																										
	ウ 4輪以上のもの	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>乗用のもの</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>営業用</td> <td>年額</td> <td>5,500円</td> <td>6台</td> </tr> <tr> <td>貨物用のもの</td> <td>営業用</td> <td>年額</td> <td>7,200円</td> <td>28,155台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>営業用</td> <td>年額</td> <td>3,000円</td> <td>167台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>家用</td> <td>年額</td> <td>4,000円</td> <td>11,015台</td> </tr> </table>	{	乗用のもの	{	営業用	年額	5,500円	6台	貨物用のもの	営業用	年額	7,200円	28,155台				営業用	年額	3,000円	167台				家用	年額	4,000円	11,015台		
	{			乗用のもの		{	営業用	年額	5,500円	6台																				
			貨物用のもの	営業用	年額		7,200円	28,155台																						
					営業用	年額	3,000円	167台																						
				家用	年額	4,000円	11,015台																							
エ 農耕作業用自動車	年額	1,600円	95台																											
オ ポートトレーラー	年額	2,400円	14台																											
カ その他のもの	年額	4,700円	93台																											
キ 2輪の小型自動車	年額	4,000円	1,343台																											
				計57,302台																										
市たばこ税	1,000本につき4,618円(旧3級品以外) 1,000本につき2,190円(旧3級品)			6社																										
入湯税	1人1日について150円			1社																										
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$ (償却資産含む)			47,935人																										
都市計画税	$\frac{0.28}{100}$			26,704人																										
特別土地 保有税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$			-																										

(2) 納税義務者数 (課税状況調)

市民税

ア 個人

(23. 7. 1 現在・単位：人)

区分	年	19	20	21	22	23
普通徴収		26,798	26,572	28,908	15,545	14,465
特別徴収(給与)		31,478	31,907	29,465	30,740	31,265
特別徴収(年金)		—	—	—	11,040	11,146
計		58,276	58,479	58,373	57,325	56,876

イ 法人

(23. 7. 1 現在・単位：人)

区分	年	19	20	21	22	23
法人均等割納税義務者数		3,302	3,336	3,381	3,385	3,388

(3) 固定資産概要調書

ア 土地

(24. 4. 1 現在)

区分	地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	計
地積	評価総面積 (㎡)	8,514,839	6,496,743	24,271,691	27,432	60,872,677	101,407	3,867,086	104,151,875
	法定免税点以上(㎡)	7,603,773	5,178,135	24,113,687	19,526	58,422,590	66,310	3,770,586	99,174,607
決定価格	総額 (千円)	1,471,356	1,770,637	513,672,386	62,962	927,097	3,126	30,474,453	548,382,017
	法定免税点以上(千円)	1,390,185	1,722,391	512,295,006	62,726	887,962	2,096	30,297,070	546,657,436
課税標準額 (千円)		1,171,404	1,257,162	205,377,099	42,825	887,894	1,910	20,715,644	229,453,938
筆数	評価総筆数	13,834	12,647	111,233	33	8,824	207	9,932	156,710
	法定免税点以上	12,143	9,433	109,043	25	6,888	153	8,373	146,058
単価 当り 価格	平均価格 (円/㎡)	173	273	21,163	2,295	15	31	7,880	5,265
	最高価格 (円/㎡)	47,019	58,038	87,343	21,291	795	10,193	78,400	87,343

イ 家屋

(24. 4. 1 現在)

区分	総数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上 (B)	構成 ($\frac{B}{A}$)	
納税義務者 (人)	42,695	4,927	37,768	88.46	
棟数	木造	55,096	5,714	49,382	89.63
	木造以外	20,467	291	20,176	98.58
	計	75,563	6,005	69,558	92.05
床面積 (㎡)	木造	4,621,527	323,764	4,297,763	92.99
	木造以外	4,449,866	5,966	4,443,900	99.87
	計	9,071,393	329,730	8,741,663	96.37
決定価格 (千円)	木造	82,029,682	436,856	81,592,826	99.47
	木造以外	137,537,295	20,815	137,516,480	99.98
	計	219,566,977	457,671	219,109,306	99.79
単価当り 価格 (円/㎡)	木造	17,749	1,349	18,985	—
	木造以外	30,908	3,489	30,945	—

ウ 償却資産

(24.4.1 現在)

区 分	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			課税標準の特例 規定の適用を受 けるもの	左記以外のもの	
市長がし めたもの	構 築 物	31,519,467	30,919,814	239,384	30,680,430
	機 械 及 び 装 置	106,250,258	103,971,866	590,924	103,380,942
	船 舶	2,936,591	1,495,733	1,440,858	54,875
	車 両 及 び 運 搬 具	630,527	630,527	0	630,527
	工 具 器 具 備 品	13,683,505	13,655,906	15,931	13,639,975
	小 計 (イ)	155,020,348	150,673,846	2,287,097	148,386,749
法第三 九条係	総 務 大 臣	35,976,760	33,262,406		
	県 知 事	66,915	66,904		
	小 計 (ロ)	36,043,675	33,329,310		
合 計 (イ) + (ロ)	191,064,023	184,003,156			

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況 (滞納繰越分含む)

(単位：千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
19	22,970,636	21,865,648	95.19 %
20	21,061,185	19,968,847	94.81
21	19,681,439	18,587,636	94.44
22	20,074,504	18,972,600	94.51
23	20,023,899	18,952,875	94.65

イ 平成23年度税目別収納状況

(単位：千円)

税 目	調 定 額	収 納 額	収 納 率
市 民 税	5,647,889	5,314,884	94.10 %
個 人 法 人 小 計	2,272,253	2,184,648	96.14
固 定 資 産 税	7,920,142	7,499,532	94.69
交 付 金	9,821,742	9,288,556	94.57
特 別 土 地 保 有 税	12,805	12,805	100.00
軽 自 動 車 税	9,694	0	0.00
市 た ば こ 税	292,545	265,972	90.92
入 湯 税	833,721	833,721	100.00
都 市 計 画 税	401	401	100.00
都 市 計 画 税	1,132,849	1,051,888	92.85
総 計	20,023,899	18,952,875	94.65

(5) 納税貯蓄組合

区 分	年 度	19	20	21	22	23
組 合 数	地 域 組 合	33	30	29	29	27
	職 域 組 合	1	—	—	—	—
	計	34	30	29	29	27
課 税 者 数 (人)	地 域 組 合	1,766	1,463	1,391	1,391	1,345
	職 域 組 合	50	—	—	—	—
	計	1,816	1,463	1,391	1,391	1,345
期 限 内 納 付 額 (千円)	地 域 組 合	192,239	173,857	147,672	131,092	129,651
	職 域 組 合	14,191	—	—	—	—
	計	206,430	173,857	147,672	131,092	129,651
市 税 調 定 額 (県 民 税 含 む) (千円)	地 域 組 合	198,551	177,859	153,473	136,423	133,619
	職 域 組 合	14,615	—	—	—	—
	計	213,166	177,859	153,473	136,423	133,619
納 付 率 (%)	地 域 組 合	96.82	97.75	96.22	96.09	97.03
	職 域 組 合	97.10	—	—	—	—
	計	96.84	97.75	96.22	96.09	97.03

6 職 員

(1) 職員数

(24.4.1 現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市長事務部局	667	401	211	2		614
水道局	50	20	20			40
消防長の事務部局	134	128				128
議会の事務部局	10	9				9
教育委員会の事務部局	41	31	4		6	41
その他の教育機関	72	3	10	30	6	49
選挙管理委員会の事務部局	4	3				3
監査委員の事務部局	3	3				3
農業委員会の事務部局	7	6				6
派遣職員	3	2				2
合 計	991	606	245	32	12	895

注1：実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2：新居浜市職員定数条例（抜粋）

（定数外の職員）

第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(2) 一般行政職の級別職員数の状況

(24.4.1 現在)

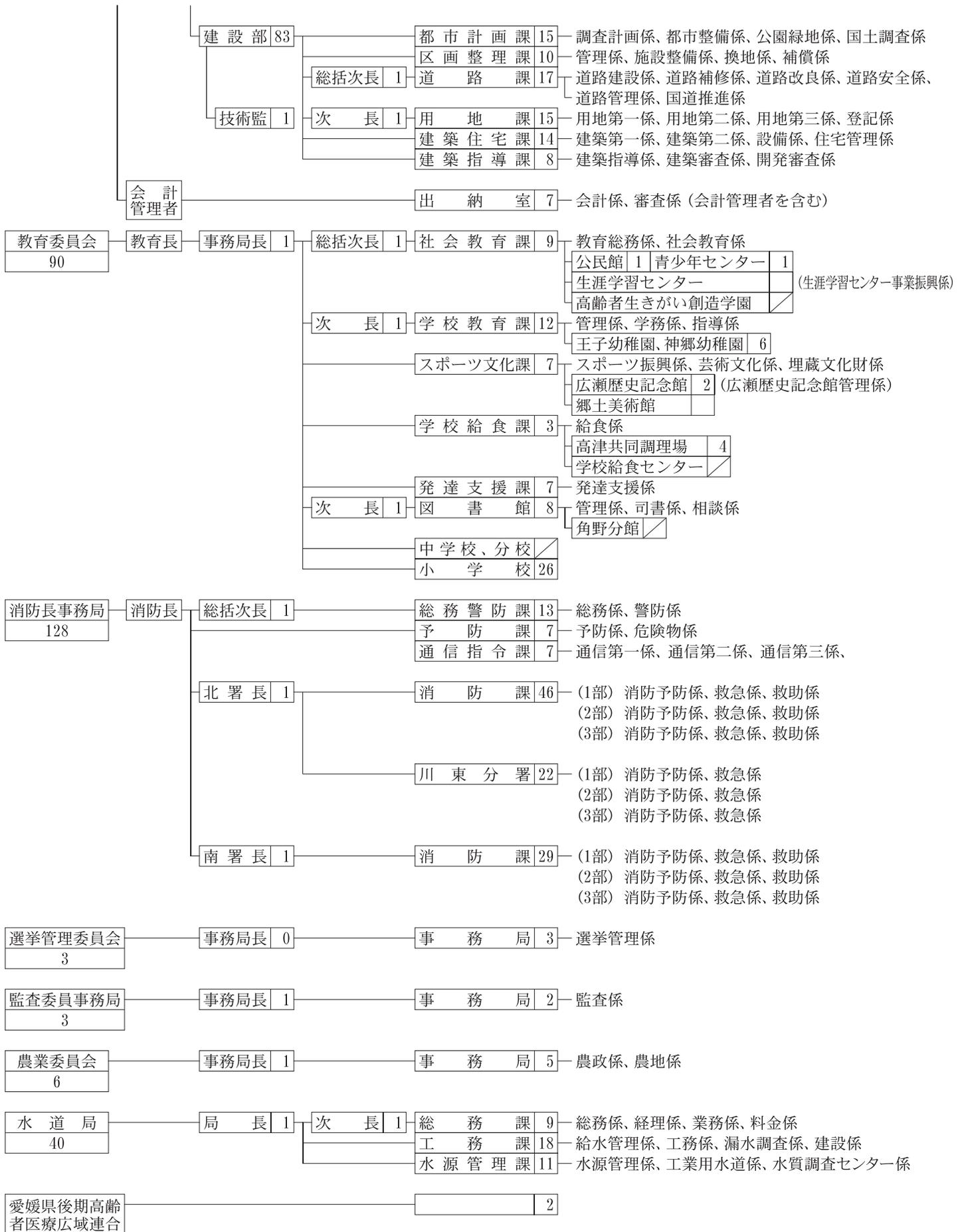
区 分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
代表的な職名	部長	次長	課長 主幹 技幹	副課長 専門員係長 専門員主査	係長 主査	主任	上級 主事	主事	
職員数(人)	9	22	47	105	157	92	32	42	506
構成比(%)	1.8	4.3	9.3	20.8	31.0	18.2	6.3	8.5	100.0

注：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

7 行政機関と職員数

(24.4.1 現在)

議 会 9	事務局長 1	議 事 課 8	庶務係、議事係、調査係			
市 長 614	副市長	企画部 50	総括次長 1	総合政策課 10	政策調整係、企画統計係、行政改革推進係	
				秘書広報課 8	秘書係、広報係、広聴係	
				財政課 8	財政調整係、財政情報係	
				情報政策課 7	システム開発係、システム管理係、情報化推進係	
				別子銅山文化遺産課 2	文化遺産係	
			技術監 1	総合文化施設準備室 4	施設建設係	
				港湾管理課 8	管理係、計画係、建設係	
			総務部 98		総務課 6	法制係、事務管理係
				総括次長 1	人事課 16	人事係、給与係、研修厚生係、健康管理係
					契約課 6	契約係、工事検査班
		管財課 8		財産係、財産整理係、車両係		
	次長 1	市民税課 15		税制係、市民税係、諸税係		
		資産税課 21		土地係、家屋係、償却資産係		
		収税課 19		納税管理係、収税係		
			債権管理対策室 4	債権管理対策係		
	福祉部 205		地域福祉課 14	地域福祉係、障がい福祉係		
		総括次長 1	生活福祉課 16	援護第一係、援護第二係		
		次長 1	介護福祉課 16	介護総務係、事業所指導係、介護保険料係、介護認定係、高齢福祉係		
			地域包括支援センター 6	(介護予防係、包括支援係)		
			児童福祉課 12	保育係、子育て支援係、母子児童係		
			清光寮 1	保育園 79		
		次長 1	国保課 23	賦課係、徴収係、給付係、医療費適正化係、後期高齢者医療係		
			保健センター 18	健康推進係、成人保健係、母子保健係、感染症予防係、精神保健係		
			慈光園 5	管理係		
			東新学園 11	管理係、指導第一係、指導第二係、指導第三係		
	市民部 57		総括次長 1	市民活動推進課 5	協働推進係、地域交流係	
				消費生活センター 2	(消費者行政係)	
		次長 1	防災安全課 6	危機管理係、防災情報係、安全対策係		
			人権擁護課 4	人権擁護係、人権啓発係		
			男女共同参画課 3	男女共同参画係		
			市民課 26	庶務係、窓口係、記録係、住居表示係、国民年金係		
			上部支所 5	市民係		
			川東支所 3	市民係		
	環境部 62		環境保全課 11	環境政策係、環境保全係、衛生係		
		次長 1	ごみ減量課 8	ごみ業務係、ごみ減量係、まち美化係		
			環境施設課 3	施設整備係		
			清掃センター 5	(償却施設管理係、リサイクル施設管理係)		
			最終処分場 1			
			衛生センター 4	(衛生センター管理係)		
		総括次長 1	下水道管理課 8	経理係、業務係		
		次長 1	下水道建設課 14	下水処理場 4 (下水処理場管理係)		
				計画係、公共下水道係、河川水路係、維持管理係		
		経済部 52		商工労政課 8	商工係、労政係	
			工業試験場	勤労青少年ホーム		
			運輸観光課 15	運輸企画係、観光物産係、渡海船係		
			農林水産課 11	農政係、漁政係、林政係		
	次長 1		総括次長 1	農地整備課 8	管理係、土地改良係、法定外公共物係	
			別子山支所 7	総務係、住民係、厚生係、経済係		
			東平記念館			
			瀬戸会館	大島教育集会所		



8 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職名		22. 4 改正 22. 4 適用	23. 4 改正 23. 4 適用	24. 4 改正 24. 4 適用
市長	月額	992,000	992,000	989,000
副市長(総括)	〃	809,000	809,000	807,000
副市長(特命)	〃	709,000	709,000	707,000
監査委員	〃	458,000	458,000	457,000
固定資産評価員	〃	314,300	314,300	313,500
教育長	〃	682,000	682,000	680,000
教育委員会委員長	〃	151,200	151,200	150,800
教育委員会委員	〃	126,400	126,400	126,100
選挙管理委員会委員長	日額	(月額) 49,200	23,000	22,900
選挙管理委員	〃	(月額) 37,500	21,000	20,900
選挙管理委員補充員	〃	14,100	14,100	14,100
監査委員(非常勤)	月額	251,600	251,600	250,900
監査委員(議会選任)	〃	52,200	52,200	52,100
固定資産評価審査委員会委員	日額	14,100	14,100	14,100
公平委員会委員長	〃	15,600	15,600	15,600
公平委員会委員	〃	15,600	15,600	15,600
農業委員会会長	月額	62,900	62,900	62,700
農業委員会会長代理	〃	49,200	49,200	49,100
農業委員会委員	〃	44,300	44,300	44,200
農業委員会部会長	〃	49,200	49,200	49,100
選挙長	日額	19,900	19,900	19,800
開票管理者及び投票所の投票管理者	〃	18,200	18,200	18,200
開票立会人、選挙立会人及び投票所の投票立会人	〃	14,100	14,100	14,100
法令又は条例の規定により出頭した選挙人、その他関係者	〃	9,000	9,000	9,000
法令又は条例の規定により公聴会に参加した者の実費弁償	〃	9,000	9,000	9,000

※ 平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(総括)及び副市長(特命)とした。

(2) 職員給与

ア 補職別平均給料

(24.4.1 現在)

区分 補職	人員 人	給料 円	勤続年数		年齢		最 高				最 低					
							給料 円	勤続年数		年齢		給料 円	勤続年数		年齢	
			年	月	歳	月		年	月	歳	月		年	月	歳	月
部長相当職	11	467,318	36	6	0	0	469,500	41	1	59	4	465,600	33	1	56	4
次長相当職	28	441,554	35	3	0	0	445,800	37	1	59	5	440,500	36	1	54	0
課長相当職	47	420,954	31	9	0	0	441,986	37	1	59	8	414,600	28	1	51	9
主・技幹相当職	22	419,076	33	0	0	0	441,986	41	1	59	2	406,300	25	1	47	10
副課長相当職	154	398,006	28	0	0	0	425,337	36	1	59	11	382,300	22	1	45	0
係長相当職	168	363,875	21	0	0	0	414,931	40	1	58	8	342,500	16	1	38	0
主査相当職	98	353,238	21	9	0	0	404,823	33	1	53	0	326,700	15	1	37	0
主任相当職	175	290,065	13	9	0	0	329,500	19	1	42	0	258,200	7	1	31	0
主事相当職	154	202,562	4	8	0	0	313,354	28	1	56	2	140,100	0	1	19	5
技能労務職	32	369,153	24	11	0	0	404,823	31	1	58	3	305,900	20	1	38	9
教育職	6	436,030	30	1	0	0	462,750	35	1	57	10	387,720	23	1	45	6
計	895	335,123	19	9	42	2										

※ 係長相当職には、専門員係長及び専門員主査を含む。

イ 初任給

初級（高校卒）	行政職	140,100円
中級（短大卒）	”	152,800円
上級（大学卒）	”	172,200円

ウ ラスパイレス指数

年	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
指数	103.0	101.9	100.3	101.3	99.8	100.4	101.5	101.6	101.9	101.4

(3) 旅費

(単位：円)

区分	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
1. 市長等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2. 行政職給料表 4級以上の職務にある者	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3. 行政職給料表 3級以下の職務にある者	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅行する場合若しくは公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合であって、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。

9 職 員 研 修

職員研修実施内容（平成23年度）

(1) 基本研修

研修名	対象者	研修内容	受講者数	日数	会場・講師等
第1部	23年4月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。	人 22	日 計6	コミュニティ防災センター、33会議室 アビリティセンター ㈱ 加藤朋美 庁内講師 フォローアップ研修有り 3市合同研修有り マリnpark新居浜 東予産業創造センター 片上政明 新居浜商工会議所 曾我部謙一
	23年8月1日付 新規採用職員		2	1	32会議室、情報政策課
第2部	採用後1年 経過職員	職務を遂行する上に必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。(施設体験研修を含む。)	17	計4	事前研修 41会議室 特別養護老人ホーム「ふたば荘」 白石正 特別養護老人ホームで1日間体験研修 合同研修 5階大会議室 庁内講師
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。(施設体験研修を含む。)	12	計2	5階大会議室、ジャスコ2階会議室 庁内講師ほか コミュニティ防災センター アットヒューマンコンサルティング 合田準
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則を体系的に理解させる。	23	1	5階大会議室 まちづくり協働オフィス 吉川貴士 ㈱ツツキ 続木勝彦 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	40	1	5階大会議室 東予産業創造センター 片上政明 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。	26	2	コミュニティ防災センター 一般社団法人日本経営協会 阪口武
第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。	22	1	コミュニティ防災センター アットヒューマンコンサルティング 合田準
第8部	課長、主幹、 技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。	6	1	5階大会議室 アットヒューマンコンサルティング 合田準

(2) 特別研修

研修名	対象者	受講者数	日数	会場・講師等
特別研修 「被災地からの報告～絆・生きる ことについて～」	全消防職員及び希望職員	人 211	日 2	コミュニティ防災センター 庁内講師
副市長ミーティング	副課長昇任者	21	4 (4班)	副市長応接室

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
特別研修 「臨時・非常勤職員研修」	窓口担当及び市民対応の 多い臨時・非常勤職員	46 ^人	2 ^日	5階大会議室、32会議室 庁内講師
特別研修 「土木技術職員研修」	希望職員 (土木技術職員)	198	6	コミュニティ防災センター 国領川河川敷(測量実習) NPO愛媛県建設技術支援センター講師
OA研修 Access 実践編	希望職員	2	2 (2課)	情報政策課 庁内講師
OA研修 情報セキュリティ(eラーニング) 情報セキュリティ一般コース	全職員(4年間に分けて 実施)第2年度	278	—	庁内LAN接続パソコン
OA研修 情報セキュリティ(eラーニング) 個人情報保護一般コース	平成23年度採用職員、 過去未受講者	29	—	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「自己活性化研修」	希望職員	23	1	コミュニティ防災センター 日本経営教会 杠隆史
特別研修 「協働の事例研究」	希望職員	19	1	市民文化センター別館4階大会議室 コーディネーター 新居浜市まちづ くり協働オフィス 吉川貴士
特別研修 「ワークライフバランス研修～父 親が変われば、社会が変わる～」	10～30代の男性職員及び 希望職員	203	2	コミュニティ防災センター NPO法人ファザーリングジャパン 安藤哲也
経済講演会 「新居浜市の地域力と地域経済の 持続的発展～人口減少時代におけ る地域活性化策～」	希望職員	49	1	新居浜商工会館1階大ホール ㈱日本政策投資銀行 藻谷浩介
特別研修 「行政改革大綱2011」	管理職	221	1	コミュニティ防災センター 庁内講師
特別研修 「スキルアップ研修(選択研修)」	希望職員(主任級)	164	2	5階大会議室、コミュニティ防災センター 庁内講師
接遇研修	全職員	全職員	2	各職場
特別研修 「ウェブアクセシビリティ研修」	HPを作成している課所 室から各1名	85	1	5階大会議室 福泉株 今井庸介
特別研修 「リスクマネジメント研修(組織編)」	管理職及び希望職員	236	1	コミュニティ防災センター 東亜大学 中田敬司

(3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
地区別人権・同和教育懇談会庁内 事前研修	全職員	603 ^人	5 ^日 (11班)	コミュニティ防災センター、 別子山支所
地区別人権・同和教育懇談会	全職員	622	6月～ 8月	各校区内公民館、自治会館ほか
人権・同和教育主担者養成研修	主担者	30	1	5階大会議室
人権クロスミーティング	主査、副課長昇任者	48	1	コミュニティ防災センター
人権講演会	全職員	1,047	2 (3班)	市民文化センター中ホール 聖カタリナ大学 山本克司
人権・同和教育職場研修	全職員	全職員	1月～ 2月	各職場

(4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
法令実務A(基礎編)	庁内人選	1 ^人	5 ^日	千葉市
公共施設の有効活用と大量更新への対応	庁内人選	1	5	千葉市
人事管理	庁内人選	1	9	千葉市
自治体経営改革	庁内人選	1	5	千葉市
管理職のための政策企画	庁内人選	1	5	千葉市
地方公務員制度(研修講師養成)	庁内人選	1	11	千葉市
政策企画	庁内人選	1	9	千葉市
住民と行政の協働	庁内人選	1	9	千葉市
固定資産税課税事務(家屋)	庁内人選	1	11	千葉市
これからの管理職	庁内人選	1	5	千葉市
市町村税徴収事務	庁内人選	1	11	千葉市
住民税課税事務	庁内人選	1	11	千葉市
地方自治制度(研修講師養成)	庁内人選	1	11	千葉市
広報広聴	庁内人選	1	11	千葉市
監査事務	庁内人選	1	9	千葉市
議会事務	庁内人選	1	9	千葉市
管理職のための危機管理	庁内人選	1	4	千葉市
住民行政事務	庁内人選	1	9	千葉市

(5) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治体公文書管理	庁内人選	1 ^人	3 ^日	大津市
行政評価の活用と展開	庁内人選	1	3	大津市
自治体職員のための政策法務	庁内人選	1	5	大津市
不当要求・行政対象暴力への対応	庁内人選	1	3	大津市
自治体の自律的な財政運営	庁内人選	1	3	大津市
新地方公会計制度の実務	庁内人選	1	4	大津市
着地型観光による地域振興	庁内人選	1	4	大津市
選挙事務	庁内人選	1	9	大津市

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
組織マネジメント	庁内人選	1 ^人	3 ^日	大津市
女性リーダーのためのマネジメント研修	庁内人選	1	5	大津市
地域産業のイノベーション	庁内人選	1	5	大津市
児童虐待への対応	庁内人選	1	5	大津市

(6) 愛媛県研修所派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
市町課長級研修(第32期)	庁内人選	1 ^人	2 ^日	松山市
市町係長級研修(第62期)	庁内人選	1	4	松山市
市町係長級研修(第63期)	庁内人選	1	4	松山市
財務運営実務(財務書類作成・分析)講座	庁内人選	1	3	松山市
危機管理(地震災害対策)講座	庁内人選	1	2	松山市
民法講座	庁内人選	3	2	松山市
文章力向上講座	庁内人選	1	2	松山市
経営分析基礎講座	庁内人選	1	3	松山市
地方自治法講座	庁内人選	2	2	松山市
行政法講座	庁内人選	2	2	松山市
クレーム対応講座	庁内人選	1	2	松山市
プレゼンテーション講座	庁内人選	1	2	松山市
協働型政策立案講座	庁内人選	1	2	松山市
折衝力・交渉力講座	庁内人選	1	2	松山市
ファシリテーション講座	庁内人選	1	2	松山市
法制執務講座	庁内人選	3	2	松山市
マネジメント能力講座	庁内人選	1	2	松山市
自治体法務検定受検コース	庁内人選	1	1	松山市
C S (生活者満足度)向上講座	庁内人選	1	2	松山市
研究・技術開発力向上講座	庁内人選	1	3	松山市
問題解決基礎講座	庁内人選	1	2	松山市
メンタルヘルス講座	庁内人選	3	2	松山市
土木職員技術研修(前期)	庁内人選	1	3	松山市

(7) 消 防

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県消防学校「初任教育」	担当者	3 ^人	178 ^日	松山市
愛媛県消防学校「救助科」	担当者	1	40	松山市
愛媛県消防学校「救急科」	担当者	4	61	松山市
愛媛県消防学校「警防科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「新救助技術講習」	担当者	2	4	松山市
愛媛県消防学校「初任幹部科」	担当者	1	11	松山市
愛媛県消防学校「防災指導員研修」	担当者	3	1	松山市
愛媛県消防学校「惨事ストレス研修」	担当者	3	1	松山市
愛媛県消防学校「予防査察科」	担当者	1	12	松山市
救急救命士養成研修	担当者	1	196	北九州市

(8) 四国地方整備局

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
道路技術(橋梁保全)診断技術コース研修	担当者	1 ^人	5 ^日	高松市
道路技術(構造物設計)研修	担当者	1	5	高松市

(9) 愛媛県派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	4 ^人	365 ^日	愛媛県

(10) 日本経営協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
公務能率研究会議	担当者	1 ^人	2 ^日	東京
新任担当者のための秘書実務	担当者	1	2	大阪市
出納事務の合理的運用と予算決算	担当者	1	2	名古屋市
職員研修をめぐる課題とこれからの人材育成担当者の役割	担当者	1	2	東京
地方自治体のための戦略的WEB広報を学ぶ	担当者	1	2	東京

(11) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
企画総務委員会所管事務調査同行	担当者	1 ^人	4 ^日	栗原市他
市民経済委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	佐世保市他
環境建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	長崎市他
福祉教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	掛川市他
産業・観光振興対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	相模原市他
災害対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	浦安市他
都市基盤・道路網整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	龍ヶ崎市他
議会運営委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	旭川市他
災害対策特別委員会行政視察研修	担当者	1	1	箕面市

(12) 日本下水道事業団

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
実施設計コース 管きよ設計Ⅱ	担当者	1 ^人	17 ^日	戸田市
実施設計コース 管きよ設計Ⅱ	担当者	1	17	戸田市

(13) 全国建設研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
公園・都市緑化	担当者	1 ^人	6 ^日	小平市
道路管理一般	担当者	1	11	小平市
橋梁維持補習	担当者	1	6	小平市
下水道(管路)管理	担当者	1	4	小平市

(14) 日本広報協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治体デジタル広報講座	担当者	1 ^人	1 ^日	広島市
広報基礎講座 京都セミナー2011	担当者	1	2	京都

(15) 自治大学校

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治大学通信教育研修 オリエンテーション	庁内人選	1 ^人	2 ^日	東京
自治大学(第1・2部特別課程)	庁内人選	1	25	東京

(16) 日本環境衛生センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
し尿・汚泥再生処理施設コース (基礎・管理課程)	担当者	1 ^人	12 ^日	大野城市

(17) NPO関連研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
NPO活動推進自治体フォーラム (奈良大会)	担当者	1 ^人	2 ^日	奈良市

(18) 計量研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
計量行政新人教習	担当者	1 ^人	4 ^日	つくば市
特定教習 技術教習 非自動はかりの定期検査	担当者	1	2	池田市

(19) その他

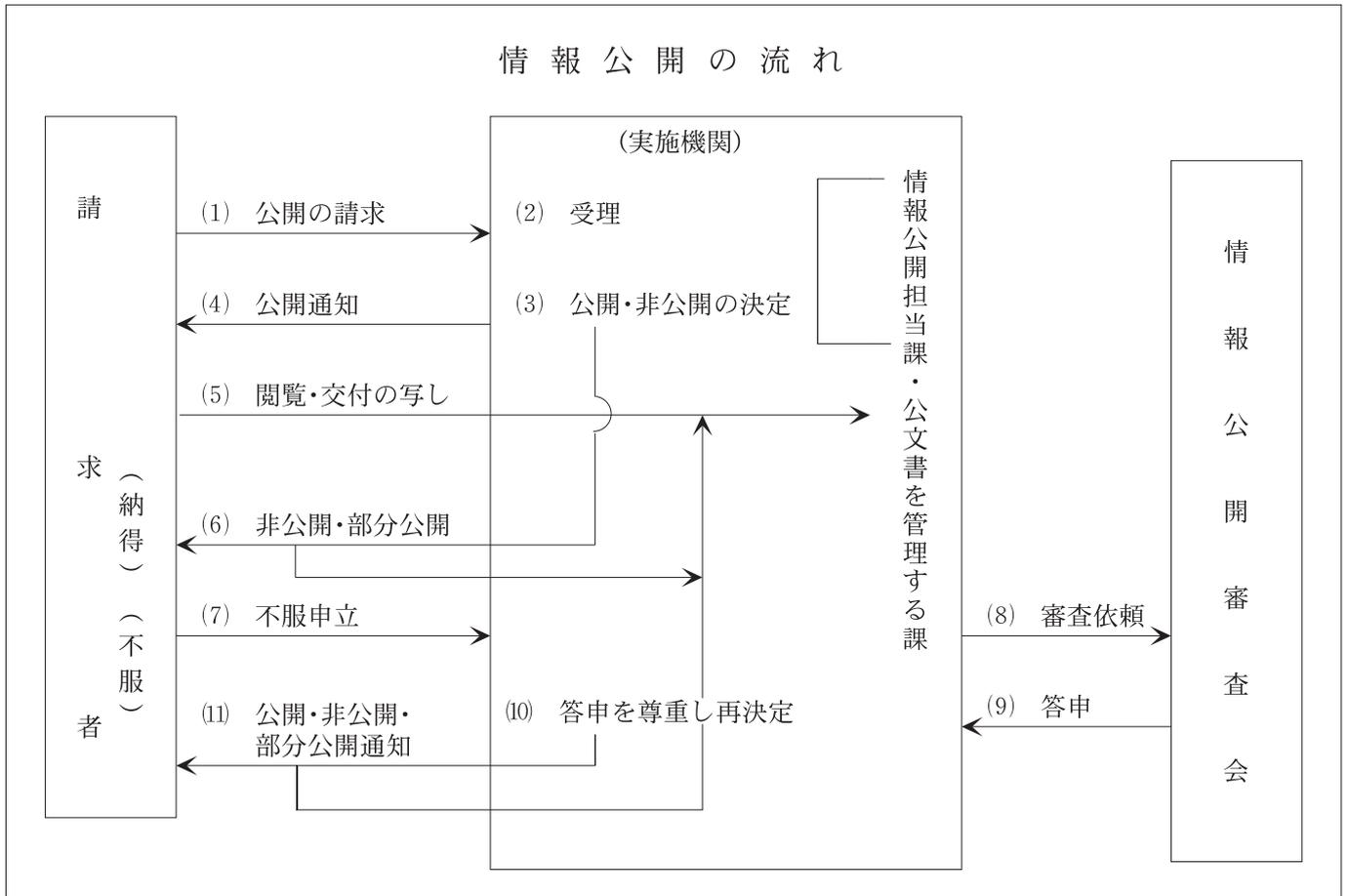
研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
人事制度先進地視察研修及び自治体交流会	担当者	1 ^人	2 ^日	岸和田市他
地域WiMAX推進協議会シンポジウム	担当者	1	2	東京
墓地管理講習会	担当者	1	3	東京
おいでませ！山口国体サッカー競技に関する事業概要説明会	担当者	1	2	山陽小野田市
A. A. Oセミナー「改正JISに基づく方針策定の方法と注意点」ほか	担当者	1	2	東京
低周波音測定評価方法講習会	担当者	1	1	大阪市
「よしもと47ご当地市場」説明会	担当者	1	1	大阪市
幼稚園等新規採用教員研修 第1回 園外研修	担当者	1	2	松山市
幼稚園等新規採用教員研修 第3回 園外研修	担当者	1	2	松山市
幼稚園等新規採用教員研修 第4回 園外研修	担当者	1	4	大洲市
幼稚園等新規採用教員研修 第5回 園外研修	担当者	1	1	松山市

10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の市政に対する理解を深め、公正で開かれた市政を推進するために、市が持っている行政情報(公文書)を広く公開・提供するもので、

平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 情報公開の請求から公開までの手続き



(2) 不服申立て

非公開の決定に不服があるときは、決定のあった日の翌日から60日以内に、市に対して、行政不服審査法による不服申立てができる。

この場合、市では、公正な判断を行うため学識経験者で組織する「新居浜市情報公開審査会」に審査を依頼し、その意見を尊重して公開するかどうかを再決定することになる。

(3) 情報公開制度の運用状況

新しい新居浜市情報公開条例では、資料(公文書)について、誰でも情報公開請求ができることとしている。

表(1) 公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	22		23	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	14	8	5	7
部分公開	10	1	6	2
非公開	3	0	0	0
不存	2	0	0	0
在	0	0	0	0
不服申立	0	0	0	0
取下げ	0	0	0	0
合計	29	9	11	9

注：実施機関とは、市長（水道局を含む）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産税評価審査委員会、議会のことをいう。

11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、プライバシーの保護等個人の権利利益を保護するため、市における個人情報の収集、利用、管理等、個人情報の適正な取扱いを定めるとともに、自己情報の開示、訂正又は利用停止の権利を保障するもので、平成19年度に新居浜市個人情報保護条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 対象情報及び個人情報取扱事務の届出

個人に関する情報が対象となり、電算処理情報に限らず、手作業による処理情報を含む全ての個人情報を対象とする。市で個人情報を取り扱う事務については、届出制とし、市長が一元管理し、届出された個人情報取扱事務は、行政資料室において一般の閲覧に供している。

(2) 個人情報の収集

個人情報の収集は、本人からの収集を原則としている。ただし、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は出版、報道等により公にされているときなどは例外とする。また、思想信条等の要注意情報については、行政事務執行上や

むを得ない場合を除き、収集しないことにしている。

(3) 個人情報の利用及び提供

個人情報は、個人情報取扱事務の目的内で利用又は提供することを原則としている。目的外に利用又は提供する場合は、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は緊急かつやむを得ないときなどに限る。

(4) 自己情報の開示の請求及び訂正又は利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人に限り自己に係る個人情報の開示及び訂正、利用停止の請求ができる。

(5) 不服申立て

個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定に不服があるときは、行政不服審査法による不服申立てができる。

この場合、公正な判断を行うため、不服申立ての審査や個人情報保護制度の重要な事項に対して建議するため学識経験者で組織する「新居浜市個人情報保護審議会」に審査を依頼し、その答申を尊重して再決定することになる。

(6) 個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の運用状況とともに市政だよりで毎年1回公表している。平成23年度実施機関における個人情報取扱事務件数は、516件である。

表(1) 自己に係る個人情報請求の実施機関別件数と処理状況

申請 (申出)区分 実施機関	22		23	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
開示	0	0	0	1
部分開示	0	0	2	0
不開示	0	0	0	0
不存	0	0	0	0
在	0	0	0	0
取下げ	0	0	0	0
不服申立	0	0	0	0
合計	0	0	2	1